

勅語寫

朕前ニ閣臣ニ命シテ起草セシムル所ノ皇室典範及
憲法ノ案ヲ以テ樞密院ニ下シ詢議ニ付ス惟フニ立
憲ノ大事ハ朕カ祖宗ニ對スルノ重責ニシテ經營創
始朕自ラ之ヲ斷スルノ任ヲ取ラントス而シテ帷幄中
勵精研思卿等ト之ヲ俱ニシ獻替啓沃一ニ卿等ノ
忠悃縝密ニ倚藉セスハアラス其他重要ノ法律
勅令ニシテ憲法ト關係ヲ有スル者更ニ相續キテ
院議ニ下サントス朕卿等ノ勞勩ヲ勉メ機務ヲ慎
ミ日ヲ期シテ功ヲ終ヘ以テ夙夜ノ憂ヲ分タシコトヲ

樞密院

望ハ

明治二十一年五月八日